

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の一部を改正する要綱

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7 不指名等</p> <p>1～4 [省略]</p> <p><u>5 対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係</u></p> <p><u>(2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係</u></p> <p><u>(3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係</u></p> <p><u>(4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係</u></p> <p><u>(5) 前各号の關係に準ずる關係</u></p>	<p>第7 不指名等</p> <p>1～4 [省略]</p> <p>5 新設</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和8年4月7日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第1に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。